

個人情報保護法に基づいて本人から個人情報取扱事業者に対して直接に訴訟を提起することは可能か？
—「開示の求め」等の法的性質に関する請求権性肯定説
と否定説についての訴訟法の観点からの考察—

明治大学法学部教授
弁護士(あすか協和法律事務所)

夏井高人

Overview

- はじめに
- 具体的権利(訴訟上の請求権)が発生するか？
- 開示請求権を肯定する場合の訴訟物構成
- 個人情報保護法第50条に定める適用除外事由の位置づけ
- まとめ

具体的権利(訴訟上の請求権)が発生するか？

- **A: 具体的権利性肯定説1** — 訴訟上の請求権も肯定する立場
 - 当該個人データの本人に対して、具体的な権利を付与していると解し、その権利を訴訟物とする開示請求訴訟が可能だと解する考え方。
- **B: 具体的権利性肯定説2** — 訴訟上の請求権性は否定
 - 当該個人データの本人に対して、具体的な権利を付与していると解するものの、その権利を訴訟物とする開示請求訴訟を可能とするものではないと解する考え方。
- **C: 具体的権利性否定説**
 - 当該個人データの本人に対して、具体的な権利を付与したものではなく、したがって、訴訟上の請求権も発生しないとする考え方。

具体的権利性肯定説1



事業者に対する開示請求権



個人情報に関する実体的権利



一般原則に基づく請求権

具体的権利性肯定説2



事業者に対する開示請求権



個人情報に関する実体的権利



一般原則に基づく請求権

具体的権利性否定説



事業者に対する開示請求権



個人情報に関する実体的権利



一般原則に基づく請求権

開示請求権を肯定する場合の訴訟物構成

■ 特定要素

- イ 権利主体(当該個人データの本人)
- ロ 相手方(当該保有個人データを保有する個人情報取扱事業者)
- ハ 当該個人データの特定要素
- ニ 当該個人データが原告の個人情報に含まれるものであること

■ 付加的な要件

- イ 当該個人データを相手方(被告)が保有していること
- ロ 原告が被告に対して任意の開示を求めたこと

問題点1ーどこまで特定すれば良いか？

- 包括的な開示請求は可能か？
 - ビジネスは、検索の負担に耐え切れるか？
 - 容易に検索可能なデータの範囲をどう考えるか？
- 個別の開示請求の場合
 - 既知の情報の内容確認の場合
 - 未知の情報の探索的開示請求の場合
- 企業秘密との関係

問題点2ー保有していることの主張立証責任

■ 請求原因説

- 「保有していること」を原告が主張立証
 - 未知の情報については証明方法がない
 - 既知の情報の開示しか請求できなくなる

■ 抗弁説

- 「保有していないこと」を被告が主張立証
 - 抗弁について原告が認めれば、保有していないという事実を強制開示させたのと同じことになる
 - 「保有していないこと」を証明できない場合には、真実は保有していなくても保有していることになるので、存在しないデータの開示をしなければならなくなる

補説

- 任意の開示を求めたこと
 - 純粹な具体的権利性説の場合
 - 任意の開示請求なしに直ちに裁判上の開示請求をすることができるはず
 - 手続き要件と解する立場
 - 任意の開示の求めをしたのに開示しないことが開示請求のための要件(訴訟要件?)となる

個人情報保護法第50条に定める適用除外事由の位置づけ

- 開示請求訴訟の場合
- 不法行為訴訟の場合
- 抗告訴訟等の場合1－報道機関等が原告となる場合
- 抗告訴訟等の場合2－個人データの本人が原告となる場合
- 国家賠償請求訴訟の場合

まとめ

